



西東京の教育

=発行=
西東京市教育委員会
〒202-8555
西東京市中町1-5-1
電話 042-464-1311(代)

=編集=
西東京市教育委員会
学校教育部教育庶務課

市ホームページアドレス
http://www.city.nishitokyo.lg.jp/

平成19年(2007年)2月1日発行 第26号

いじめを絶対に許さない いじめ根絶への取り組みを行っています

いじめによる児童・生徒の自殺の問題が相次いで報告され、大きな社会問題となっています。児童・生徒が自ら、かけがいのない命を絶つという事は、あってはならないことです。西東京市教育委員会及び西東京市立小・中学校は、このような事態を深刻に受け止め、次のような取り組みを行っています。

いじめは重大な人権問題

いじめは絶対に許されないうことを子どもに教えましょう

いじめられている者がいじめと感じたものは全て「いじめ」である。
いじめをばやし立てたり、見て見ない振りをしたる行為もいじめである。
いじめを大人に伝えることは、正しい行為である。

西東京市教育委員会の取り組み

1 いじめの問題への基本的な指導の在り方を徹底します

子どもたちに、「いじめ問題」を話題にして話し合わせ、互いを思いやり、生命や人権を大切にすることを養います。また、自己存在をもつことができる温かい学年・学級経営を行います。

いじめ問題の重大性と危機意識の認識をもち、教師の不用意な言動や体罰が大きな影響を与えることを認識して指導を見直します。

保護者と協力して、いじめる児童・生徒に対して、教育的な指導を徹底して行います。

2 指導体制・相談体制を充実します

児童・生徒、保護者にとって相談しやすい体制を整えます。また、いじめやトラブル等の状況等について情報交換を行い、全教職員で共通理解し、校内で連携して対応します。

日常的に児童・生徒の表情や態度、持ち物、人間関係の変化等を観察し、心のサインを見逃さずにいじめの早期発見に努めます。

3 実態を把握し、事実究明を徹底します

現在発生している「いじめ」と「今後いじめの可能性のあるトラブル等」について把握します。

把握した「いじめ」と「今後いじめの可能性のあるトラブル等」については、全ての事実について解決に至るまでの指導について、学校と教育委員会とが連携して継続的に対応・見守りを行います。

いじめを行う児童・生徒に対して毅然とした指導を行うとともに、いじめられる児童・生徒の立場に立った弾力的な対応を図ります。

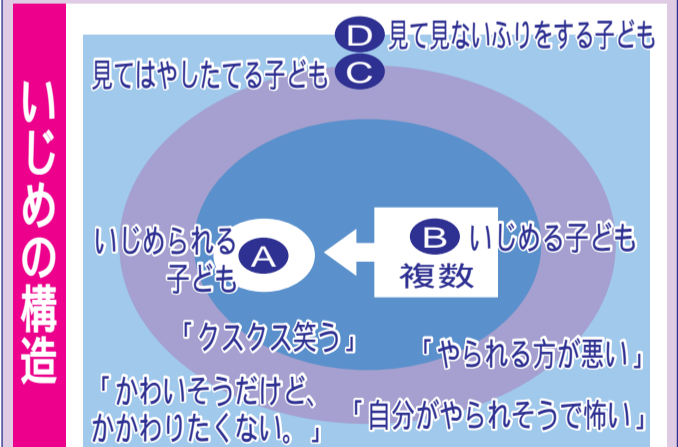
4 教員を対象とした「いじめ」に関する研修を実施します

各主任や初任者を中心に、いじめへの対応に関する研修を実施し、いじめの早期発見・対応未然防止のための実践的な指導力の向上を図っていきます。

各学校での取り組み

各学校では、「いじめは、どの学校にも起こり得る」と認識し、事実を隠蔽することなく、正確な情報収集、提供を行い、保護者や地域住民の信頼を得るよう努めています。

傍観者がいじめを助長する



CDの立場の子どもがいじめを助長しています。いじめに加担している自覚をもたせることが大切です。Aの子ども(いじめられている子ども)に、いじめられている意識がなくても、周りの子どもがいじめの行為を見逃さないようにすることが大切です。

いじめの構造

1 実態調査を行います

「いじめ」のアンケート調査や意識調査を行い、確実にいじめの実態を把握します。

一人ひとりの児童・生徒に、担任等からの聞き取りを行い、悩みなどの相談に応じます。

2 いじめ・いじめの可能性のあるトラブルへの指導の徹底

定期的にいじめに関する情報交換を行い、学校全体で共通理解を図ります。また、個々のトラブルについてケース会

3 教員研修を実施します

教員相互による言葉遣いや指導の在り方等の点検を行います。また、いじめの事例を挙げて、対応の仕方についての研修を深めます。

家庭・地域へのお願い

いじめの防止のためには、早期発見・対応が重要です。家庭や地域社会においても、子どもたちが発信するサインを見逃さ

いじめ発見のポイント

- 表情・態度
- 視線をそらし、合わさない。
- ぼんやりしていることが多い。
- 身体・服装
- 原因不明の傷やあざがある。
- シャツやズボンが汚れたり破けたりしている。
- 持ち物・金銭
- ノートなどに落書きがある。
- なくした、落としたなどということがある。
- 家から金品を持ち出す。
- 言葉・行動
- 登校をしぶったり、忘れ物が多くなったりする。
- 遊び・友人関係
- 特定のグループと常に行動を共にする。
- 教師との関係
- 学校や教師の話をしなくなる。

このように日頃から注意深く観察を行い、サインに気付いたら学校にご相談ください。

いじめなどの相談窓口

- 西東京市教育相談室(市役所) 042 425 4972
- 都民の声 03 5320 7725
- 東京児童相談センター 03 3202 4152
- 警視庁少年相談係 03 3580 4970
- 東京都教育相談センター 03 3493 8008
- いじめ等問題対策室 03 5320 6888
- 中部総合精神保健福祉センター 03 3302 7711
- 精神保健福祉センター 03 3842 0946
- 多摩総合精神保健福祉センター 042 371 5560
- 梅が丘病院子どもの精神保健相談室 03 3323 7621

各学校では、担任をはじめ、生活指導主任や教育相談担当教諭、養護教諭が相談に応じています。また、小学校には「訪問カウンセラー」が、中学校には、「スクールカウンセラー」が配置され、臨床心理士が専門的な立場から相談に応じています。

指導課(内線2636)